なお、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条の登録業者である場合、各登録規定による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記のイからカの書類を省略することができる。ただし、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

４　競争に参加することができない者

⑴　予決令第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないこととされた者。

⑶　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に関し、法律上必要とする資格を有していない者。

⑷　建設工事について、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期申請にあっては、審査基準日が平成30年10月30日以降のもの、随時申請にあっては、審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る）を受けていない者。

⑸　申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。

⑹　経営状況が著しく不健全であると認められる者。

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値として、測量・建設コンサルタント等業務を希望する者にあっては別記２により算定した数値を付与数値として行う。

⑵　競争参加資格は、業種区分別に⑴の付与数値に基づいて、別記３により格付けする。

６　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

７　資格の有効期間

令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。

なお、記２⑵の随時申請の場合は、資格を付与された日から令和５年３月31日までとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧

厚生労働省ホームページにて公表する。

９　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

⑴　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における記４⑷の規定の適用については、同項中「審査基準日が申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

⑵　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。）の適用を受けたため、記３⑵①建設工事のオ又は記３⑵②測量・建設コンサルタント等業務のキに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、特例制度の適用を受けていることを示す書類を申請書に添付させるものとする。

別記１　資格審査ブロック及び申請の受付機関

［掲載順序　資格審査ブロック　受付機関名　郵便番号　住所　電話番号］

01北海道ブロック

⑴　小樽検疫所総務課

〒047―0007 小樽市港町５－２　小樽地方合同庁舎１階　電話0134―22―5234

⑵　北海道厚生局総務課

〒060―0808 札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎８階　電話011―709―2311

⑶　北海道労働局総務部総務課

〒060―8566 札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎９階　電話011―709―2311

02東北ブロック

⑴　仙台検疫所総務課

〒985―0011 塩竈市貞山通３－４－１　塩釜港湾合同庁舎２階　電話022―367―8100

⑵　国立療養所松丘保養園庶務課

〒038―0003 青森市大字石江字平山19　電話017―788―0145

⑶　国立療養所東北新生園庶務課

〒989―4692 登米市迫町新田字上葉ノ木沢１　電話0228―38―2121

⑷　東北厚生局総務課

〒980―8426 仙台市青葉区花京院１－１－20　花京院スクエア21階　電話022―726―9260

⑸　青森労働局総務部総務課

〒030―8558 青森市新町２－４－25　青森合同庁舎５階　電話017―734―4111

⑹　岩手労働局総務部総務課

〒020―8522 盛岡市盛岡駅西通１－９－15　盛岡第２合同庁舎５階　電話019―604―3001

⑺　宮城労働局総務部総務課

〒983―8585 仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎７階　電話022―299―8833

⑻　秋田労働局総務部総務課

〒010―0951 秋田市山王７－１－３　秋田合同庁舎４階　電話018―862―6681

⑼　山形労働局総務部総務課

〒990―8567 山形市香澄町３－２－１　山交ビル３階　電話023―624―8221

⑽　福島労働局総務部総務課

〒960―8021 福島市霞町１―46　福島合同庁舎５階　電話024―536―0077

03関東甲信越ブロック

⑴　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班

〒100―8916 千代田区霞が関１－２－２　電話03―3595―2085

⑵　成田空港検疫所総務課

〒282―0004 成田市古込字古込１－１　第２旅客ターミナルビル６階　電話0476―34―2301

⑶　東京検疫所総務課

〒135―0064 江東区青海２－７―11　東京港湾合同庁舎８階　電話03―3599―1512

⑷　横浜検疫所総務課

〒231―0002 横浜市中区海岸通１－１　横浜第二港湾合同庁舎５階　電話045―201―4458

⑸　新潟検疫所総務課

〒950―0072 新潟市中央区竜が島１－５－４　新潟港湾合同庁舎２階　電話025―241―2323

⑹　国立療養所栗生楽泉園事務部会計課

〒377―1711 吾妻郡草津町大字草津乙647　電話0279―88―3030

⑺　国立療養所多磨全生園事務部会計課

〒189―8550 東村山市青葉町４－１－１　電話042―395―1101

⑻　国立医薬品食品衛生研究所総務部会計課

〒210―9501 川崎市川崎区殿町３―25―26　電話044―270―6600

⑼　国立保健医療科学院総務部会計課

〒351―0197 和光市南２－３－６　電話048―458―6114

⑽　国立社会保障・人口問題研究所総務課

〒100―0011 千代田区内幸町２－２－３　日比谷国際ビル６階　電話03―3595―2984

⑾　国立感染症研究所総務部会計課

〒162―8640 新宿区戸山１―23－１　電話03―5285―1111

⑿　国立きぬ川学院庶務課

〒329―1334 さくら市押上288　電話028―682―2448

⒀　国立武蔵野学院庶務課

〒336―0963 さいたま市緑区大字大門1030　電話048―878―1260

⒁　国立障害者リハビリテーションセンター管理部会計課

〒359―8555 所沢市並木４－１　電話04―2995―3100

⒂　関東信越厚生局総務課

〒330―9713 さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館７階　電話048―740―0711